

【成年後見制度の詳細】（令和6年3月1日時点）

■支援の内容

- ・ 不動産や預貯金等の管理
- ・ 福祉サービスや介護サービスの利用契約の締結
- ・ 入院のお手伝い
- ・ 税金や医療費の支払などのお金の出し入れの支援 など

■成年後見制度の種類

成年後見制度の種類は、二つの制度があります。

①任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、認知症等により判断能力が不十分な状態になることに備えて、あらかじめ自らが選んだ人（任意後見人）に、依頼したい事務（本人の生活、療養看護および財産管理に関する事務）の内容を決めておいて、判断能力が不十分になった後に、任意後見人が本人に代わって手続きを行う制度です。

②法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人に法律的に支援する制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の制度があります。

■利用方法

地域包括支援センター、社会福祉協議会、成年後見センター、成年後見制度に関わっている専門職の弁護士、司法書士、社会保険労務士などの団体などにご相談ください。

■制度の利用停止

成年後見制度は、利用を開始すると途中でやめることはできません。

参考：厚生労働省

東京都福祉局

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/sodan/kouken/koken_seido.htm

[1](#)